第一条の三第一項	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第八号。以下「改正政令」という。）第四条の規定による改正前の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第三条第一項第三号イ(1)
算定政令第四条の六第一項第三号	法附則第七条第一項
第一条の三第二項及び第三項	改正政令第四条の規定による改正前の算定政令附則第三条第一項第三号イ(1)
第一条の四	改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項
算定政令第四条の六第一項第三号	法附則第十二条第一項
第二条の二	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十二条第一項
法附則第十三条第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十三条第一項
法第八十一条の三第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十一条第一項
（略）	（略）
第二条の三	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十七条第一号
法第八十一条の十第一項第一号	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
第十一条	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十三条第二項
法第八十一条の五第二項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項
法第七十二条の四第一項	

第一条の三第一項	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第三条第一項第三号イ(1)
算定政令第四条の五第一項第三号	（新設）
第一条の三第二項及び第三項	附則第三条第一項第三号イ(1)
第一条の四	（新設）
第四条の五第一項第三号	附則第三条第一項第三号イ(2)
第二条の二	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	附則第十一条第一項
第八十一条の三第一項	（略）
（略）	附則第十七条第一号
第二条の三	附則第十二条第二項
第八十一条の十第一項第一号	附則第三条第一項第一号
第十条	附則第三条第一項第二号
第八十一条の四第二項	附則第十三条第二項
第四条の五第一項第一号	附則第七条第一項
第四条の五第一項第二号	
第十一条	
第八十一条の五第二項	
第七十二条の四第一項	